

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11月14日（金）	危機管理政策課	088-621-2708	大井・宮内

危機管理連絡会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理連絡会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：平成26年11月14日（金）11:30～11:40
- 2 場 所：県庁4階405会議室
- 3 出席者：危機管理部次長、各部局主管課副課長ほか 計17名
- 4 協議概要

島根県の野鳥（コハクチョウ）のふんから高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出されたことを受けた本県の対応について

- 県民環境部から、本事案の経緯等について、次のとおり説明を行った。
 - ・ 野鳥監視の全国対応レベルは、既にレベル2に強化されており、本県においても監視強化を行っていること。
 - ・ 既に市町村等との担当者会議を開催し、連絡体制や搬送体制について確認するとともに、県ホームページによる県民への周知・広報、野鳥の会、猟友会の協力のもと、野鳥監視を行っていること。

- 農林水産部から、本県養鶏農家の防疫体制等について、次のとおり説明を行った。
 - ・ 10月30日に、防疫演習を実施し、万一、県内養鶏農家において鳥インフルエンザが発生した場合の対応手順を確認したこと。
 - ・ 本日、家畜保健衛生所に連絡し、異常家きんの早期発見、農場出入り口の消毒の徹底等について、全養鶏農家への周知を指示したこと。
 - ・ 既に、養鶏協会を通じ、全養鶏農家等へ消毒剤の配布を行っていること。
 - ・ 来週早々にも養鶏関係者を集め会議を開催し、本事案に係る説明の上、防疫対応の更なる強化を図ること。

- 最後に、危機管理部から、次のとおり各部局に指示した。

【次長指示事項】

 - ・ 韓国では、高病原性鳥インフルエンザにより、1千万羽以上の殺処分が行われている。渡り鳥によるウイルスを持ち込ませないことは困難なことから、いかに早期に発見し、封じ込めるかが重要である。そのため、次の4点を指示する。
 - ① 正確な情報を把握し、適切な対応を行うこと。
 - ② 死亡野鳥の取扱いや発見時の連絡先等について、県民の皆様への正確な広報を行うこと。
 - ③ 養鶏農家における早期発見や届け出、飼育衛生管理基準の遵守、消毒の徹底、野鳥等の進入防止対策、防疫措置体制を徹底すること。
 - ④ 万一、本県養鶏農家において、「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合に備え、全部局において、緊急連絡体制、動員体制の再確認を行うこと。

以 上